

平成 30 年 10 月

お客様各位

尼崎信用金庫

「当座勘定規定」の一部改訂について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、「当座勘定規定」に「手形決済資金への充当時限」（15 時）を明記する改訂を行いましたので、お知らせします。

なお、この取扱はすでにお取引いただいているお客様にも適用されます。

記

【対象規定】

規定名	改訂箇所
一般当座勘定規定	第 10 条（支払の範囲）
当座勘定規定（個人当座用）	第 10 条（支払の範囲）
当座勘定規定（専用約束手形口用）	第 11 条（支払の範囲）

【対象規定（例）＜一般当座勘定規定＞】

改訂前	改訂後
<p>第 10 条（支払いの範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第 10 条（支払の範囲）</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時までには当座勘定に受入れまたは振込まれた支払資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により 15 時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</p> <p>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

以 上